

那覇市公報

第1389号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則

○那覇市公印規則の一部を改正する規則(総務課) 268

◇訓 令

○那覇市職員名札はい用規程の一部を改正する訓令(人事課) 270

○那覇市帳票規程を廃止する訓令(経営企画室) 272

○那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課) 273

○那覇市職員の勤務の記録に関する規程（人事課） 275

◇告 示

○平成16年(2004年)5月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
(総務課) 278

◇公 告

○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員の選挙期日の
決定及び選挙人名簿の縦覧について（真嘉比古島区画整理事務所） 279

○住民票の職権消除の公示について(市民課) 280

規則

那霸市規則第28号

平成16年 6 月 1 日

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則（平成9年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

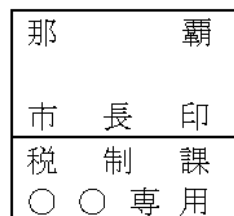
別表第1 市長部局の部イ職印の項1 市長印の号14中「証明」の次に「並びに児童手当に関する文書」を加える。

別表第2 市長部局の部イ職印の項1 市長印の号中

「1 2 3 5 を「1 2 3 4 に、
6 12 14 21」 6 11 13 14
19」

「4 8 9 10 を「5 7 8 9 に改め、「 7 を削る。

11	13	16	18	10	12	16	18
19	21	22	23	21	22	23	24
24	25	26	27	25	26	27	28
28	29	30	31	29	30	31	32
32	33	34		33	34		



付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第11号

平成16年6月1日

那覇市職員名札はい用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員名札はい用規程の一部を改正する訓令

那覇市職員名札はい用規程（1964年那覇市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、職員であることを表示するための名札の制式及び貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「別に定めのあるもののほか」を削り、「第1号様式」の次に「及び第2号様式」を加え、同条ただし書中「勘案する」を「別に定める」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（貸与）

第4条 名札は、次に掲げるときに貸与する。

（1）職員となったとき。

（2）ＩＣカード読取機が設置された庁舎に初めて勤務することとなったとき。

（届出）

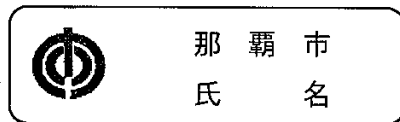
第5条 名札を損傷し、又は紛失したときは、名札損傷・紛失届（第3号様式）により市長に速やかに届け出なければならない。

第6条を削る。

第7条第1項中「職員でなくなつた」を「職員でなくなった」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）



寸法 横 65ミリメートル 縦 20ミリメートル

地質 プラスチック

色 地色 黒色 文字 白色 市紋章 黄色

第2号様式（第2条関係）

		Naha City 那 覇 市
	Name	ローマ字氏名 氏 名

寸法 横 85ミリメートル 縦 54ミリメートル

地質 ICカード

色 地色 薄水色 文字 黒色 市紋章 紺色

写真 上半身カラー（縁なし四角形）横 30ミリメートル 縦 38ミリメートル

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第5条関係）

名 札 損 傷 ・ 紛 失 届		
所属		
職名	職員番号	氏名
理由	損傷 紛失 その他（ ）	
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 氏名 印 那覇市長 様		

付 則

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

那覇市訓令第12号

平成16年 6 月 1 日

那覇市帳票規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市帳票規程を廃止する訓令

那覇市帳票規程（1968年那覇市訓令第 1 号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

那覇市訓令第13号

平成16年 6 月 1 日

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市職員服務規程（昭和47年那覇市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、法令その他別に定めるものを除くほか、一般職の職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

（名札の着用）

第2条の2 職員は、勤務時間中名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。

2 ICカード読取機が設置された庁舎に勤務する職員（以下「読取機適用職員」という。）は、那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程（1964年那覇市訓令第2号。以下「名札規程」という。）第2号様式に規定する名札を着用しなければならない。

3 前項に規定する職員以外の職員（以下「出勤簿適用職員」という。）は、名札規程第1号様式又は第2号様式に規定する名札を着用するものとする。

4 所属長が出張等により名札の着用を要しないと認めるときは、この限りでない。

第3条を次のように改める。

（出勤及び退勤の記録）

第3条 読取機適用職員は、出勤時及び退勤時に、自ら名札規程第2号様式に規定する名札による所定の操作を行って出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。

2 出勤簿適用職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、出張等の場合は、この限りでない。

3 出勤簿適用職員は、遅参したとき、又は早退しようとするときは、遅参早退簿に時刻を明記して自ら押印しなければならない。

4 前3項の手續を怠る者は、原則として無届欠勤として取り扱う。

第24条の見出しを「(その他)」に改め、同条を第25条とする。

第23条の次に次の1条を加える。

（申請等の手続の特例）

第24条 この規程で定める申請等について、総務部長が庶務管理システムによることが適当と認めるものについては、庶務管理システムによる所定の操作をもって当該申請等に代えるものとする。

付 則

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

那覇市訓令第14号

平成16年6月1日

那覇市職員の勤務の記録に関する規程を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務の記録に関する規程

那覇市職員出勤簿整理規程（昭和48年那覇市訓令第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、職員の勤務の記録に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務の記録の整理等）

第2条 職員の勤務の記録は、那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）第2条第2項に規定する課長（以下「所属長」という。）が整理し、及び保管する。

2 所属長は、必要に応じて前項に規定する整理及び保管の一部を所属長の指定した者に行わせることができる。

（勤務の記録の表示）

第3条 所属長は、勤務時間等の割振り指定を庶務管理システム（コンピュータにより庶務の処理及び管理を行うシステムをいう。以下同じ。）又は出勤簿等に表示しなければならない。

2 所属長は、適時、職員の勤務の記録を点検し、遅参早退簿、申請等と照査の上、別表により表示しなければならない。

（研修又は別勤における出勤確認）

第4条 職員が本市の主催する研修を受けるとき又は別勤をするときは、研修又は別勤の責任者は、その出欠を確認し、所属長に報告しなければならない。

（勤怠報告書及び年間勤怠調の提出）

第5条 所属長は、職員の勤怠を調査し、人事課長の定める要報告該当者について勤怠報告書により速やかに人事課長にその勤怠について報告しなければならない。

2 所属長は、前年度の職員の勤怠について年間勤怠調を4月20日までに人事課長に提出しなければならない。

（人事課長による調査等）

第6条 人事課長は、職員の勤務の記録の整理状況に関し必要があると認めるときは、適宜調査するとともに、所属長に対して報告を求めることができる。

（出勤簿の提出及び保管）

第7条 出勤簿は、当該年度終了後速やかに人事課長に引き継がなければならない。

2 人事課長は、庶務管理システムにおける職員の勤務の記録及び前項の規定により引き継がれた出勤簿の保管の任に当たるものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務の記録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

号	記録の種類		表 示	
			庶務管理 システム	出勤簿
1	出張又は赴任		出張	出張
2	研修		研修	研修
3	別勤		別勤	別勤
4	週休日	全日	週休	週休日
		半日		半週休
5	週休日の振替え		振替	振替
6	半日勤務時間の割振り変更		半振	半振替
7	休日の代休日		代休	代休日
8	動員による代休		動員	動員（ ）
9	年次有給休暇		年休	年休（ ）
10	公傷病休暇		公傷	公傷
11	結核性療養休暇		療養	療養
12	私傷病休暇		私傷	私傷病
13	出産休暇		産休	産休
14	生理休暇		生休	生休
15	夏期休暇		夏休	夏休
16	忌引休暇		忌引	忌引
17	ボランティア休暇		ボ休	ボラン休
18	介護休暇		介護	介護休（ ）
19	子の看護休暇		子看	子看護休
20	第10号から前号まで以外の 休暇		特休	特休（ ）
21	組合休暇		組休	組休
22	職務専念義務免除		職免	職免（ ）
23	停職		停職	停職

24	休職	休職	休職
25	在籍専従休職	専従	専従
26	育児休業又は部分休業	育休	育休（ ）
27	欠勤	欠勤	欠勤（ ）

備考

- 1 第4号において週休日が毎週土曜日及び日曜日の全日とされている場合には、週休日の表示を記入することを要しない。
- 2 表中の（ ）内には、勤務を免除された時間数（第22号において、旧盆による場合にあっては旧、リフレッシュ休暇による場合にあっては勤務年数に応じて20年又は30年）を記入する。

告 示

那覇市告示第26号

平成16年5月13日

掲 示 済

平成16年（2004年）5月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成16年（2004年）5月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

委員会への付託陳情

- （1） 城南小学校の耐力度調査実施及び校舎改築に関することについて
- （2） 路上禁煙条例の制定について

公 告

那覇市公告第 9 号
平成16年 5 月18日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員の選挙期日の決定及び選挙人名簿の縦覧について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成16年8月15日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 縦覧期間 平成16年 6月18日から
平成16年 7月 2日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 縦覧場所 那覇市字真嘉比343番地13
那覇市古島区画整理事務所

那覇市公告 第11号

平成16年5月21日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けろべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)